

議案第 54 号

市川市行政手続条例の一部改正について

市川市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市行政手続条例の一部を改正する条例

市川市行政手続条例（平成 8 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 35 条」を「第 36 条」に、「第 5 章 届出（第 36 条）」を
「第 5 章 処分等の求め（第 37 条）」に改める。

第 1 条第 1 項中「第 38 条」を「第 46 条」に改める。

第 2 条第 3 号ただし書中「及び第 4 条」を「、第 4 条及び第 37 条」に改め、
同条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 5 章」に改め、同条第 5 号中「名あて人」を「名
宛人」に改め、同条第 6 号中「かかわる」を「関わる」に改め、「条例」の次に
「(前条第 2 号に規定する千葉県の条例を含む。第 35 条及び第 37 条第 1 項に
おいて同じ。)」を加える。

第 4 条、第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項及び第 3 項、
第 22 条第 3 項並びに第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改
め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第36条を第38条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

第37条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（市川市税条例の一部改正）

2 市川市税条例（昭和29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

理 由

行政手続法の改正を踏まえ、処分及び行政指導に関する手続について、市民の権利利益の保護の充実を図るため、行政指導の中止等を求める制度、処分等を求める制度等を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。